

## 総務委員会速記録

平成27年3月12日（木曜日）午前9時開会

### 出席委員（8名）

委員長	稲垣 勇 君	副委員長	片股 敬昌 君
委員	高橋 研史 君	委員	一木 重夫 君
委員	鯉江 満 君	委員	杉田 一男 君
委員	池田 望 君	委員	佐々木 幸美 君

---

### 出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋 谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産 業 観 光 課 長	牛 島 康 博 君
自 然 管 理 員 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建 設 水 道 課 長	篠 田 千 鶴 男 君
建 設 水 道 課 副 参 事	増 山 一 清 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 課 長 補 佐	大 津 源 君

---

### 事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

## 議事日程

- 日程第1 中国船問題に関する経過
- 日程第2 小笠原諸島世界自然遺産について（継続）
- 日程第3 防災道路の整備について（継続）
- 日程第4 沖ノ鳥島・南鳥島について
- 日程第5 急患搬送の現状について
- 日程第6 その他

---

◎開会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） ただいまから総務委員会を開会します。

出席委員が定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時）

---

◎会議時間の延長

○委員長（稲垣 勇君） あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

---

◎説明員の出欠について

○委員長（稲垣 勇君） 次に、説明員の出欠について事務局長に報告させます。

○事務局長（セーボレー孝君） 説明員につきましては、全員が出席との通知がありました。  
以上でございます。

---

◎中国船問題に関する経過

○委員長（稲垣 勇君） それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、中国船問題に関する経過について、執行部から報告を求めます。

総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 中国船問題に関する経過を報告させていただきます。

お手元の資料、中国船問題に関する経過、平成27年3月9日現在で資料を作成しております。前回からこの問題を取り上げておりまして、お手元の資料、前回報告済みの4月からを全て入れておりますが、今回の報告につきましては、6枚目をご覧ください。12月11日以降で報告をさせていただきたいと思っております。

まず、中国サンゴ密漁船の視認状況でございますが、12月11日の時点では視認なしということでおりましたが、12月17日に鳥島周辺に1隻、また南大東島沖を東に向かう中国船11隻ありというような報告を受け、その後何回か近海での視認がございましたが、1月23日、もうあと2枚ほどめくっていただきまして1月23日、前日の2隻は西に向かうところからは以降、3月9日、また昨日も海上保安署から報告を受けて視認なしという状況が続いております。

なお、この中国船視認なしの報告のあった日にちというのは、最後にありますが、海上保

安庁の航空機による広範囲の視認状況の確認の中で視認なしというものを上げております。巡視船等からの視認なしについては、同様に1月25日以降、毎日報告を受けて視認なしということで続けております。

次に、真ん中の欄の島内の関係の状況でございます。主要なもので報告させていただきたいと思いますが、村のほうからは父島の漁業協同組合の理事会に出席して、今後の対応等を説明してほしいということで、12月19日、私と産業観光課長が出席をいたしました。また、裁判に絡んで横浜検察庁、横浜海上保安部が来島されて事情聴取なども行っております。巡視船が合間で接岸し、一般公開などを1月6日の「れぶん」から何回か行っていただいております。また、水産庁の船も巡視の合間に接岸をし、村長に表敬をしております。

また、最後のページですが、2月2日ですけれども、警察の体制でございますが、2月2日から警察署員の3名増員ということで、2月5日をもって今回のサンゴ船に絡んだ特別派遣は中断という形で終えております。また必要な状況があれば派遣を行うというふうに聞いております。2月9日、知事、都議会議長ほか来島されております。また、3月3日から、後ほど説明しますが、小笠原諸島周辺海域の宝石サンゴの調査が水産庁の事業で開始されて、今現在実施中でございます。

また、島外での幾つかの動きでございますが、12月18日ですが、日中漁業共同委員会が中国の大連で開催されまして、中国船問題については断固とした取り締まりを行い、違反者への厳しい処罰などあらゆる処置を強化することなどを日中間で合意しております。こちらにつきましては、別添1でプレスリリースされた資料の中からこの中国船問題の関連を抜粋してお手元に置いております。2月に上京の際に水産庁を訪ねてお話も聞いてまいりましたが、ここにありますように、協議の中の一番に掲げてこの問題を協議したということで伺っております。

次に、ちょっと飛ばしまして最後のページに主だったものがございまして、1月30日ですが、東京都のほうで主催して、国の機関、また村のほうで村長が出席しております第3回の小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域における外国漁船の違法操業に関する連絡会議が開催されて、各機関から状況報告がされております。

また、1月31日に平成26年10月5日の逮捕案件の第2回公判がございまして、村長が証人として出席をし、厳罰に処すようお願いをしてきたところでございます。

また、2月3日に平成26年度の国の補正予算が成立いたしました。この中に幾つかの中国船関係の予算が含まれております。資料の別添2をご覧くださいと思いますが、まず

海上保安庁関係としましては、お手元の資料の3番に小笠原諸島周辺海域など遠隔地における事件事故対応等のために必要となった船舶・航空機燃料費の追加46億円というのが計上されております。小笠原での巡視活動を常時沖合展開、複数の船によって展開したり、先ほど言いましたように視認状況を週に2回、3回と飛んでいただいているというような関連にかかっている費用と伺っております。

また、別添2の次の資料が水産庁関係の補正予算関係でございます。1つ目としましては、小笠原諸島周辺海域におけるサンゴ密漁対策としまして、小笠原諸島周辺海域における中国違法サンゴ船対策ということで、漁業者による中国船の操業状況の調査・監視、中国サンゴ船による漁具被害からの救済等を支援するということで1億円が計上されて、父島・母島の漁業協同組合の協力による監視活動などに充てられると伺っております。

また、2番としまして、小笠原諸島周辺海域における漁業取り締まり体制の強化ということで、小笠原諸島周辺海域における中国サンゴ船に対する取り締まり体制を強化するため、漁業取り締まり船の運航体制の強化及び装備の充実を図るということで2億7,500万円、また、小笠原諸島周辺海域宝石サンゴ緊急対策事業ということで、宝石サンゴ資源等に関する調査を緊急的に実施し、中国サンゴ船の違法操業が宝石サンゴ資源及び海底環境等に与える影響を評価するとともに、宝石サンゴ資源の管理手法を検討するということが1億3,200万円が計上され、こちらについては先ほど申し上げましたように、今現在調査が実施されているところでございます。また、韓国・中国等外国漁船操業対策事業ということで、こちらは全国的なことではありますが、この中に先ほどの1の(1)の1億円が含まれるということで計上されております。

資料に戻りまして、続きまして、2月19日でございますが、先ほどの宝石サンゴの調査に関する第1回の検討会が行われ、父島・母島の漁業協同組合からも出席されて調査の方法等について討議がなされました。

また、平成26年10月5日の逮捕案件について3月2日に第3回の公判が行われ、求刑がありまして、検察からは1年6カ月、罰金400万円の求刑があり、弁護側からは執行猶予つきの情状酌量を求めたということで、こちらにつきましては次回3月23日に公判が行われて、判決が下る予定と聞いております。

また、おととい3月10日ですが、平成26年11月23日の逮捕案件についての第3回の公判が行われたということで、昨日報道がございました。

先ほどのサンゴの調査の関係で、別添3で資料を添付しております。こちらにつきまして

は、水産総合研究センター、立正大学、深田サルベージの共同企業体による調査ということで、目的は先ほどの補正予算にも書かれているような被害状況を調べたりということを行うと。調査期間でございますが、これは計画案でございました。28日に鹿児島を出まして、2日に小笠原の沖合に到着し、3日から調査が開始されております。24日に調査員下船となっておりますが、23日の予定になるというふうに聞いております。こちらについては、船からROV調査と書いてありますが、無人の潜水艇を、ロボットをおろしまして海底の状況を調査等するというところでございます。詳細についてはまたこちらの資料をご覧くださいと思います。

報告については以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 先ほどの時系列の表の中で、1月31日に村長が逮捕案件の第2回の公判に出廷して証人として証言したということで、終わった後、NHK等のニュースを見ましたけれども、ニュースの中はかなりカットされていて、早く国が動いてくれればというところしか何か出さないようなところがありまして、実際はもっと違うというか、正しい全てをニュースの中で流れていたとは思われないものですから、どのような証言をなされたのか、改めてここでその概要を披露いただければ幸いかと存じます。お願いします。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 証言の内容を簡単に申し上げますと、村民がいかにかこの事案によって不安を覚え、また当該——漁業者とか観光業者ということになりますが、直接被害を受けた人たちのこれからの、このことによって起きたことの不安と今後に対する不安、そのようなことを中心に証言をさせていただきました。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（挙手する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎小笠原諸島世界自然遺産について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第2、小笠原諸島世界自然遺産について、執行部から報告を求めます。

自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 世界自然遺産事業について、12月議会以降の経過報告について、資料の2に基づいてご説明させていただきます。

まず1点目、環境省事業父島属島の殺鼠剤散布中止に関する住民説明会が平成27年1月16日に開催されております。これにつきましては、平成26年12月から平成27年1月にかけて関係機関に対しての殺鼠剤散布の説明会の中で、実際使用する殺鼠剤の毒性データに誤りがあったということで、急遽、環境省事業としての属島への殺鼠剤散布を中止するということでの住民説明会でございます。

当日の参加者に関しましては約50名程度、説明者としては関東地方環境事務所長とかあとは島内関係機関、それと自然環境研究センター、これは事業をやっている事業所の代表、大塚理事と、それから実際上被害を受けている陸産貝類の研究者である東北大学の千葉先生等が説明者として参加しております。

説明内容といたしましては、平成26年度実施予定であった兄島ネズミ駆除のための殺鼠剤空中散布事業の中止に至った経緯説明ということで、今後の取り組みといたしまして、3月5日、関係機関へ事前アンケートを配布して、11日までの間でヒアリングを行い、昨日3月11日、これちょっと漏れていますけれども、検証委員会の立ち上げに関する住民説明会を行っております。本日3月12日夕方5時から第1回検証委員会の開催を行う予定で進めております。

それから2点目として、村民意見交換会の開催ということで、例年年度末、地域連絡会議前に村民意見交換会を開催しておりますけれども、平成26年度につきましては、1月24日に母島で開催、参加者14名。主な議題といたしましては、ネズミ対策についてとそれから林野庁の母島施設整備について意見交換を行っております。父島に関しましては翌週2月1日、これに関しましては参加者が34名。議題といたしましては、先ほどの兄島の自然と重要性と外来種対策についてと、それから遺産管理と村民生活とのかかわりということで、主にこれは農作物被害等で、主にネズミ、オオコウモリ対策について意見交換をしております。それから3番目として、環境省で設置予定の遺産関連施設の進捗状況について意見交換を行っております。

3点目として、2月23日、平成26年度第2回小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会が開催されております。主な議題は、兄島グリーンアノール対応について、それと鴛島指定ルートについて、それから属島の海岸部の利用について、総括として平成27年度の事業予定についての議論がなされております。

続きまして、3月5日、第2回地域連絡会議が開催されております。主な議題といたしましては、小笠原諸島世界自然遺産地域の現状及び当面の課題、村民意見交換会の結果報告について、平成27年度主な事業予定を各行政機関から説明を受けております。

なお、当日の重要な議論としまして一応3点記載しております。1点目として、現在行っているさまざまな外来種対策等は村民の見えないところで実施されているため、遺産価値を保全する事業を現場で理解できるような現地視察会等を地域連絡会議の委員を含め広く村民対象に実施してほしいということで、なかなか今まで属島での外来種対策等を見る機会がないということで、各行政機関で取り組んでいる事業を広く村民に見せる機会をつくってほしいということで、こういう意見が出されております。

2点目といたしまして、科学委員会及び各種検討会の地元開催に関する要望として、地域連絡会議構成員による要請文の提出が行われております。現在、科学委員会、内地での年1回の開催ということで進めておりますので、ここ近年、アノール対策から始まって現地で起こっている問題が、非常に重要な問題が起こっているということで年2回開催、そのうちの1回は地元で開催をしてほしいという要請文の提出となります。

3点目といたしまして、兄島グリーンアノール対策、ネズミ増加による陸産貝類への被害状況から兄島の自然が危機的状況を迎えていると、このことから、科学委員会において客観的評価を行い、村民に正確な情報を提供するとともに、保全事業の進め方についての村民向け説明会開催について要請がございました。

次に、兄島グリーンアノール、これは継続報告として、12月以降の進捗状況です。

兄島グリーンアノール緊急対策に関しましては、平成27年1月31日、一般村民向けの兄島視察会を実施しております。参加者は一般村民15人、行政関係者9人ということで、この事業の視察目的といたしましては、兄島でのグリーンアノール対策の実施状況、外来種が自然環境に及ぼす影響等を、現地視察会を通して村民に理解していただく機会を提供いたします。その中で村民の自然環境の意識向上及び新たな外来種を生み出さないための知識の共有を図ることを目的として毎年開催しております。

その後、グリーンアノール対策ワーキングで実際上の進捗状況を報告されておりますので、

これが2月16日に開催されております。2月16日現在のトラップ設置数約3万3,000個、アノール捕獲数、これは平成25年3月侵入時からの捕獲数になりますけれども1万4,960匹ということで、今回、平成25年侵入以降1年半が経過したということで一応事業評価がワーキングで出されております。ワーキングでの事業評価といたしましては、トラップ設置数3万個を超えた平成25年10月と平成26年10月時点での捕獲数で実際の生息密度を推定いたしますと、平成25年3月の侵入時の状況から約60%程度まで低減できたという事業評価が当日のワーキングのほうで報告されております。

説明は以上です。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 兄島のネズミの状況、またそれに起因するカタマイマイの状況について説明とご意見を村長から求めたいと思います。

先日、私も地域連絡会議のほうに参加をしまして状況を、兄島のネズミの状況またカタマイマイの状況について報告を聞きました。その後、いろいろな研究者からもお話を聞いてきましたけれども、冷静に分析すればするほど今回のカタマイマイが兄島で今ほもう絶滅が起きているという状況は、極めて危機的な状況じゃないかなと感じております。ある科学委員によりますと、アノールが兄島に入ったときのインパクトを100とすると、今回のカタマイマイの危機的な状況は1,000だとおっしゃっていました。

今朝もちょっと環境省のほうに、環境省としてはどれだけ今回のことを危機的な状況だというふうに思っているのかと聞いたところ、アノールの場合は、アノールが入って貴重な昆虫が食べられると、食べられるかもしれない。けれども、今の現状では本当に核心的な部分の昆虫、貴重な昆虫にはまだ甚大な被害は出ていないと。でも、今回のネズミとカタマイマイの関係では、もう既にネズミの影響でカタマイマイという核心的な世界遺産の価値の部分がもうやられている、もうそれが決定的な違いだと、だからアノールのときよりも危機的な状況をより感じているというふうに環境省の方もおっしゃっていました。

これは本当にちょっと真剣に取り組んでいかないとやばいなというふうに感じています。カタマイマイの研究者である千葉先生の講演会の資料によりますと、この1年間でネズミの駆除ができなければカタマイマイ属6種のうち5種が絶滅するだろうと。あとオガサワラヤマキサゴ属というカタマイマイがいますけれども、約19種いるというふうに言われて

いますけれども、これが40%から60%の種が絶滅をしてしまうだろうという報告があります。最後に千葉先生のお話によると、現状はもう、もし仮にユネスコが判断するとしたら、現状は危機遺産そのものではないかと、今の状況というのは危機遺産からの脱出のための闘いが始まっている。アノールのと看とはちよつともう全然レベルが違つ話になっているようですが、村長、この状況をどのように考えますでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、私は専門家ではありませんので、科学的なことを科学者と論じるという立場にはございません。したがって、この間の地域連絡会議のときにも申し上げましたけれども、兄島にグリーンアノールが見つかったというときに危機遺産という話が出ました。そのときに私は申し上げました。本当にそういう状況なのかどうか。危機的な状況と危機遺産という話は雲泥の差がございます。そのために要らぬ混乱を村民の間に起こしてもらいたくない。危機的な状況であるとしたら科学者の皆さんにその知見をお示ししていただいて、どういうふうな対策をしていくのかと、これをやっていくということが大事なことであると、そのようなことを申し上げました。

今回も同じでございます。千葉先生はもちろんその権威でございますから千葉先生の見地、それを科学委員会としてのほかのメンバーも含めてどういうことをこれから対処していかなければならないかということをお示しをいただいで、一緒に危機遺産にならないように努力をしていくということが大事だと思つています。ですから、講演会の中で千葉先生がおっしゃられたことを、ああ危機遺産だといつて大騒ぎをされた方がいます。そのこと自体が村内の混乱を招くことになると思つますので、連絡会議に傍聴されておられましたので、あのときに要望書が出されましたよね。ですから、そういうやはり現地で科学委員の皆様に来ていただいて村民が傍聴できるところ、そういうところで今の状況、危機的な状況がどういう状況であるかということ、それからそのためにはどういう手を打つ必要があるのかということをお急にするということが必要だと考えております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 今回の状況は、前回のアノールときは、もうアノールが入ってしまったらもう貴重な核心的な昆虫はもう危ないだろうと、絶滅してしまうのではないかとというのが前回のアノールでしたよね。でも今回の場合はもう既に絶滅が起きている、もう発見されていないという状況が出ているというところでも明らかな、前回のアノールとはちよつと違つ状況が生まれているというところがあるのは、それはちよつと皆さんも

ご認識してほしいなという部分がございます。

また地域連絡会議の中で、じゃ村の役割は何なのかというところで、まずはこの事実に対して村民に周知をしてほしいというそういう要望がたしか出たかと思うんですけども、まずはこの情報を村民に広く共有するということをしてもらいたいなというふうに私も感じているわけですけども、その点はいかがですか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今も申し上げましたけれども、そういう周知は大事だと思います。では誰がそのことを責任持って今の危機的状況を説明するのかということです。ですから、私が申し上げたのは、それぞれの専門家の見地を疑っているということではなくて、科学委員会の中の一委員さんの意見ではなく、科学委員会としてきちんとした表明をしていただいて、それをやっぱり村民に説明をしていただくことが肝心だと思っていますので、そういう努力をまず村としてはすべきだと。その上でどういうふうな対処をしていくかということが肝心だと思っています。私も話を聞いて、危機的状況にあるということは本当に改めて認識をしたところでございます。それをいかにきちんとした形で村民の皆さんにお伝えできるかということで努力をしてまいりたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 了解しました。今月たしか16日ぐらいに科学委員会があると思いますが、そのときにいろいろな報告、動きが出てくると思いますので、そのときの状況で対応のほうをよろしく願いをいたします。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 私のほうの質問は、先ほど説明のありました村民意見交換会の開催の中で、まず母島での林野庁母島施設整備について、それと父島での遺産関連施設の進捗状況について、これ参加していませんでしたので中身を教えていただきたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） まず1点目の母島の林野庁が建設予定であった遺産関連施設につきましては、平成26年度、実際上契約行為を行ったんですけども、現実的に受注する業者がないということで2回一応募集をかけたんですけども、不調に至っております。そのことによって平成26年度予算について一応未執行という形になって、それが実際上契約行為が行われたのが12月ということで、平成27年度予算にすぐに反映できない、繰り越しもできなかったということで、再度平成27年度に平成28年度予算として今後計上

していきたいということで、そういう意味では1年、2年、逆に言うと後にずれ込んだという形になっております。

それから、父島で建設予定の環境省所管の遺産センターにつきましては、一応スケジュールが提示されておまして、平成27年度詳細設計、平成28年度建設予定で今動いておりますので、平成27年度の中で中の施設等詳細のものが決まってくるので、先ほどのネズミの件と一緒に広く村民にはそのときの逐一状況については説明会を開催していただきたいと村からは要望しております。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

佐々木幸美委員。

○委員（佐々木幸美君） 先ほどのグリーンアノールの報告なんですけれども、母島にいると実際に兄島でこのグリーンアノールの状況というのはほとんど関心もないというか、余り知られていないわけです。その中で、今報告のあったこの1万5,000匹ぐらいのアノールというとかかなりすごい量のアノールだと誰でも思うんですよね。こういう数を見るともう島全体にアノールが、今ある程度決められた場所ということをおっしゃっていただいても、もうやはり北のほうにも分布しているのではないかというような思いが浮かぶわけです。やはりその辺のところの現状をはっきり伝えたほうがいいと思うんですよね。何かあやふやな部分でまだ大丈夫だ、まだ大丈夫だと言っているけれども、実際的には1万5,000匹も捕まっているということになると、まだこれからどれぐらいいるかということもやっぱり考えられるわけです。その辺のところをやはりわかっていることでオープンにしてもらいたいということと、今後このアノール対策について一応何年ぐらいかけてやるのか、その辺の対応をまずひとつお聞きしたい。

私も先ほど池田委員のほうから言われた世界自然遺産の父島の環境省によるセンターの施設と母島の林野庁による施設が、やはり何か遅々として進んでいないのではないかというような感じを受けるんですよね。以前私たちも議会で知床それから屋久島というところに訪問させていただき、世界自然遺産センターの波及効果というのが非常にこっちに来られた方に対するそういう案内とかまた雇用の問題とかそういうものが非常に大きく、訪問したときにああこういうものが小笠原にできれば、非常にスライドを通してそういう小笠原の状況も報告できるんだなという思いで楽しみにして行ったんですけれども、父島・母島ともどもそういうような世界自然遺産センターの方向づけとは大きく環境省・林野庁という立場で変わってきたんですけれども、その辺の思いはいかがなものでしょうか。この

2点についてお伺いします。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） まず1点目のアノール、実際上3点、具体的にはいただいたと思いますけれども、この3点とも今言われた意見の中で同じ内容のものがあるんですけども、全ていわゆる村民への情報提供のあり方が欠けているのではないかと、もっと密に村民に対して説明をしていきながら村民とともに考えていくべきではないかということに集約されると思います。

1点目のアノール、実際上これだけの数がとられている、それから全島にいるのではないかと、この1万5,000弱の捕獲というのは兄島の一番南側の地域の高密度帯について一応捕獲している数です。現実には、アノールは一応兄島を三分割してAライン、Bライン、Cラインという防御線をつくって柵を、柵という防御線の中で北部への侵入を防いでおります。その中では一応今Bラインのところの一部アノールが発見されているという形で、その周りは重点的に今とって、それ以上北側の弟島に近いほうには行かないように今防いでおります。

それから、佐々木委員がご心配されている全島にということとは、東京都のほうでもその他の地域、いわゆるそのAライン、Bライン、Cライン以外、兄島全域に関して、細かくという形では無理なんですけれども、いろいろなところにトラップをかけて全域の分布が実際あるのかどうかという確認は常時やっております。今のところその結果からいきますと、やはり一番当初入った南側、滝之浦近辺ですか、その部分のAラインの中からまだ突破はそれほどしていないだろうという判断は出されています。その辺の情報が、確かに行政機関だけで今会議を開きながら対応しているということの中で、村民に適切な情報提供が行われているかという部分が欠けている中では、やはり村民に対しての情報提供のあり方、それからこういう対策について行政本意で進めるのではなくて村民とともに考えていくというような考え方というのは今後必要だと思います。

それから、いつまでやるのかということで、現実これにつきましても先ほどのAライン、Bライン、Cライン、まずはその高密度帯の根絶を目指します。最終目標としては兄島全域の根絶ということなので、今全体のロードマップはできておりますけれども、当面具体的な取り組みについては平成27年度の取り組みということで出されております。というのは、先ほどの事業評価にありましており、今現在の状況では同じ10月時点でやったときに60%程度まで低減できたという段階ですので、これからそれがどの程度、これからま

た1年続けた後にどういうふうになっていくのかによって最終的な目標年次が決められてくるのかなど。この事業に関しては、かなり対象物が小さいもので、非常に初めての経験です。その中では実際にやってみないと現実的にどの程度までどういう状況で進むのかというのもわからない中で、正確なロードマップ的なものというのはまだ最終目標年次の設定までは至っていませんけれども、一応目標としては根絶ということで動いておりますので、今後この事業が進んでいく段階で最終の目標年次というのが決められてくるかなど思っております。

それから、遺産関連施設のセンター建設、確かにほかの地域へ視察されて屋久島、知床です、かなり観光施設として立派な施設というのを見られていると思います。おおむねほとんどがビジターセンターであって、遺産センターの本来目的としては多分ビジターセンターの横にある環境省の保護官事務所が入っている普通の施設をやっている、その辺は実際上その都道府県と地元の市町村でつくられたビジターセンターと、それから環境省が管理のためにつくる遺産センターと用途を分けて、遺産センターはさほど華美な施設ではないんですけども、どうしてもビジターセンターが目立ってしまって、そういうものを遺産センターにちょっと期待されると若干期待外れなのかなど思っております。

ただし、小笠原に関しては今あるのは父島のビジターセンター1個しかないというところの中から、他地域とは違ってそれなりに観光的な要素を入れてほしいという要望の中で父島・母島ともそういう展示室とかそういうものも考えていただいております。

父島に関しては、実際上西町のあの広い地域にやりますので今後また詳細設計の中で、本来こういう施設があったほうが観光にいい、観光という言葉を出すと環境省の範疇ではないという答えが返ってきますので別の理由で、例えば障害病鳥があった場合、今アカガシラカラスバトがけがすると上野動物園へ送っております。そういうものを、いわゆる障害鳥獣の保護的な用途としてそういう施設をつくるとか、それが間接的に実際そこに観光客が行けばふだん見られないアカガシラカラスバトがそこで見られると。それは上野動物園で見るよりは現地で見るということの中のほうが大事かなど。そういう形での要望というのは今後させていただきたいなと思っております。

それから、母島の施設につきましても、意見交換会でもちょうど出ましたけれども、やはりメグロ、カワラヒワというのは母島独自の鳥であるという中で、そういうものを見せるような施設を併設してくれないかというものもありますのでそういうものも位置づけを、観光施設ではなくて障害病鳥をそこで保護するんだというような位置づけの中でそういう

ものを併設するとか、そういう考え方はまだ今後話し合いの余地がありますので、関係機関とその辺は要望として詰めていきたいなと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 岩本さんの村民周知とかそういう今置かれている現状をどのように伝えるかということ聞きながらふと思いついたんですが、今こうやって兄島の自然保護、世界遺産を守るために闘っているとか活動している映像とか、それからネズミ対策のための映像とかそういうのは今から貴重な資料になっていくと思うんですよ。そういうものを今から用意して、そういうものが皆さんに見せられれば、わからなくてもある程度のこと伝わるか、それから世界遺産センターの中でこういう闘いをやりながら今守っていますよと、そういう資料になると思うんです。もうそういうお考えは全体の会議の中で出たりしていますでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 今回のネズミ対策を引き金にやはり情報提供のあり方、それから村民との合意形成のあり方、それが非常に今まで欠けていたのではないのかということで、これから情報提供のあり方、そういうものを詰めていくということで、實際上、具体的に例えば今回検討委員会が立ち上がりましたけれども、その検討委員会の中でもそういう情報提供のあり方等を含めて検証していきます。

今委員の言われたいわゆるそういうものを残す、特に小笠原の外来種対策に関しては世界で初めての対策が非常に多いです。グリーンアノールにしてもネズミについても該当事例とは全然違うやり方で動いておりますので、そういう事例紹介的なものというのは確かにいいアイデアかなと思いますので、具体的にこの中でも流していきたいと。また、村のほうで先ほども説明した兄島視察会。非常に評判いいんですけども、一回に連れていける量が大体船で行きますので20人程度しか連れていけないという形の中でいくと、現実、本来は現地のほうが一番感動的なんですけれども、それも画像で残せれば、そういうものをビジターで流すという形で広く村民の方に見ていただけるというようなことでは非常にいいことかなと思いますので、今後検討させていただければと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） アノールが発見されたときもそうでしたけれども、どうも年明けてすぐこういう情報が流れてくる。行政的には予算がもう確定していて、これをさあどうするかというときにはもう予算づけが大変難しい。今回のネズミの事案においても、この時期

ですので今後その予算づけとか、以前は東京都環境局また国のほうに我々も陳情・要望等を行ってきた経緯もございますので、今後そういうことがあるのかどうか、予算づけについて不安なことはないのか、その辺についてお伺いします。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 確かに行政の予算執行のあり方の中で、単年度予算という弊害がありまして、たしかアノールのときも平成25年3月に侵入が発見されたということで、平成26年の対応予算が計上されていなかったという問題がありました。そのときに実際上は、そのときの平成26年度でネズミ対策として使う経費について実際上アノールのほうに振りかえをしながら、というのは、科学委員会の中で当時ネズミよりもまだアノールのほうがもっと大変だろうという見解の中でネズミは1年間先送りをさせていただいているんですね。それが結果的にはネズミのスピードが非常に速かったということで、その科学委員会の見解自体は、客観的に見ると多分そのときの出した見解が今回の危機的な状況を招いている一因ではないのかなと。当然これは先ほど一木委員からもあったように、来週16日に科学委員会がございます。その中で実際経過の中で対応をやっていくと思います。

実際上、予算というものの中でいくと、アノールのときもそうだったんですけども、現実ほうっておけない中では、東京都も村役場も環境省を含めて既定予算の中でどういう形で対応できるのか。緊急的対応というのは待つてられない形になりますので、それは事務局の中で優先的に回せるもの、後回しにできるもの等を含めながら適切な予算執行をして、その中から次の翌年の予算要求のところで具体的に予算要求できるような資料づくりをしていくという形で多分進める形になりますので、16日の科学委員会では多分その議論が最大の議論になると思います。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） この3月5日の地域連絡会議の中でちょっとお聞きしたいんですけども、今岩本専門委員が現地観察会を行ったけれども20人ぐらいしか連れていけないと。ということは多分何回か実施していると思うんですけども、この議論の中でやはり外来種による固有種の置かれている危機的状況、そしてまたその対策のために兄島に今多くの人数が入って人海戦術でやっているわけですけども、地形的には多分相当困難な場所だと思います。

そういった中で、やはりこの議論されているように、現地に行って自分の目で見ながら意識を高めるというのも非常に大切なことだと思うんですけども、この現地観察会を今後定期的を開いていくのかどうか。開いていくとすると、やはり20人ぐらいだと少し少ないような気がするんですけども、その方法として今兄島にいろいろなところから委託を受けて多くの作業員が行っていると思うんですけども、それに対して船で多分送り迎えしていると思うんです。そういうところにも協力を求めながらぜひもう少し、多くの村民が参加できる現地観察会は今後本当に共有認識を持つ意味でも大切だと思います。その部分も含めて今後どういう形で検討するのか、どういう形で検討されていくのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 實際上、今現地の視察会やっているのは村役場の事業のみです、そういう意味では。その中で、せんだってこちらの現地のほうの行政機関の中で、村役場の中で例えば1回20人だとすると島民2,500人連れていくには約100回程度の船を出さざるを得ない。そういうのはまず不可能であるということの中から、平成27年度については、各事業責任者、事業をやっている事業責任者の責務として必ず事業の経過報告、進捗状況、内容等を現地で説明していただきたいというものを今打ち出しております。その中では、東京都についても環境省についてもおのおのの行政機関が取り組んでいる事業についての事業説明、現状説明等を現地でやるという予算を何とかその委託費の中で出していきたいという言葉はいただいております。

これはもう林野庁を含めてそうなんですけれども、決してその現地が属島に行かないとわからないというわけではなくて、父島島内でもやっている事業がかなりあります。そういうものも含めて、その現場を説明するというのも平成27年度から各行政機関で始めていただきたいという要望を出した段階では各行政機関受けていただけだったので、恐らくそういう機会は今後増えると思います。具体的には、年間の実際上どういう時期にどういうものをやりたいというのは、なるべく早く年間スケジュール出したいなということで合意はされておりますので、平成27年度以降は村民向けのそういう説明会は増えると思いますので、ぜひとも議員の方にも参加していただければと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 何回か実施している中でさらにこの連絡会議の議題に上るということは、やはり村民の中の温度差が、まだ認識の温度差がかなりあるのではないかと。そうい

う心配があつて、現地観察会でもうちょっと共有認識を持つという意識のあらわれだと思ふんです。やはり、今後とも今専門委員が言われたように多くの回数ができるように、細かく言えば、例えば委託契約をするときにその条項に年に何回の渡船も含むとかそういう形で入れれば、私は発注者がそういう認識を持っていればそんなに難しいことではないと思ふますので、ぜひこの現地観察会は今後とも進めていただきたいと思ふますので、よろしくお願ひします。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（挙手する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎防災道路の整備について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第3、防災道路の整備について、執行部から報告を求めます。  
総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 防災道路の整備について、前回委員会以降の動きについてご報告をさせていただきます。

前回の中で村民への説明会、意見交換等を行った経過を報告させていただきましたが、それらを説明会に出ていらっしゃらない村民全体に周知するというところで、1月号の村民だよりで概要をまとめました。こちらについては別添でその広報内容を添付しております。

村としては、防災道路の整備というものは行うという前提で、その再開に向けた合意形成を図りたいという旨を周知し、また説明会で出たさまざまな意見についてまとめております。この中でも多数出ました、やはりこの一度保留になった要因でもあります自然環境に関する意見、また具体的にこの区間ということではなくてどういうルートになるのかというようなこともいろいろやはり村民の中からは意見が出されました。

その結果を踏まえまして、合意形成に向けた次の段階として、実際の工事になれば都道の整備ということをお願いしてまいりますので当然必要な環境調査等も行われるわけですが、その具体的な整備に入る前にこの範囲の、この区間の中でどういったことを配慮すべきかどうかという当たりをつけるという意味合いで、2番になりますが、行文線整備再開に

向けた対象区域配慮事項調査というものの委託を行いました。目的としましては、今申し上げたように自然環境、また戦跡等もございますので歴史・文化資源等の配慮すべき事項について、既存の資料また村内在住のさまざまな専門家へのヒアリングをより整理し、今後村民合意に向けた村の考え方を整理する基礎資料にすることを目的で調査を委託しております。委託先はプレック研究所で、3月末までの調査期間で今調査を行っていただいているところです。島内在住の専門家へのヒアリングは終えて、基礎資料の整理というものに今取りかかっているところでございます。

今後の対応でございますが、この調査の結果をもとに村として、最終的に路線・構造を決めるのは当然東京都ではございますが、この調査の配慮すべきことを踏まえた村の考え方、どんなおおよそのルートがいいのか、どんな構造がいいのかというようなことをまとめました上で第3回の村民説明会等を4月以降に実施をしたいと思っております。

当初9月にご報告させていただいた段階では、順調に進めば4月ぐらいまでには村民合意を図り、6月の議会で何らかの要望取りまとめをしたいという理想的なスケジュールを一度提示はしておりますが、そういった形で調査がちょっと3月に終わり、そこから改めての説明会、また説明会後の村内の意見集約ということを行ってまいりますので、3の(2)にございますが、東京都への要望取りまとめというものを9月議会ごろを想定したいというふうに考えてございます。

報告については以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） ありませんか。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

---

◎沖ノ鳥島・南鳥島について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第4、沖ノ鳥島・南鳥島について、執行部から報告を求めます。  
総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 沖ノ鳥島・南鳥島につきましてご報告をさせていただきます。

きます。

まず1点目が、沖ノ鳥島の港湾施設の整備についてでございます。

全体計画に若干の変動がございました。整備内容につきましては変更ありません。係留施設、延長160メートル、水深8メートル。荷さばき施設、臨港道路を整備すると。事業期間につきまして変更がございまして、昨年事故を受けまして中断されておりました棧橋工事、これを平成27年4月ごろから再開するというお話を国土交通省のほうから聞いております。事業期間としましては、平成28年度完成予定だったところをそれ以降という形で事業期間が変更されるという状況でございます。

今回、国土交通省からいろいろな資料もちょっといただきまして、そこからわかりやすい資料を抜粋しまして、今回お配りしている資料には添付させていただいております。平成27年度整備を行う工事内容としましては、図の3と4をちょっと見ていただければわかりやすいんですが、港湾施設としましては、棧橋施設としましては4ブロックに分かれておりました、白く塗られているブロックが荷さばき施設の位置づけになります。これにつきましては平成25年8月に完成していると。その手前の小さいブロックが中央棧橋のブロックになりますが、これがいわゆる事故の対象となった施設でございます。平成27年度につきましてはその左隣になります北棧橋、赤く塗られたところですが、そこを整備するという状況だそうでございます。

続きまして、2点目の報告ですが、南鳥島に関する港湾施設の整備についてでございます。

こちらでも若干の変更がございまして、整備内容については変更ございません。係留施設、延長が160メートル、水深8メートル、それから泊地、水深8メートルでございます。事業期間のほうに変更がございまして、平成27年度完成予定だったところが平成28年度、1年延長されるという話を国土交通省から聞いております。理由につきましては、不発弾が幾つか出ておまして、その対応のため影響が出て1年延長するという状況だそうでございます。

こちらでも国土交通省の資料から必要なところは抜粋した状況でございます。平成26年12月撮影された工事状況が写真で載っております。今はこれに近い状態になっているというふうにご理解いただければと思います。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○委員長(稲垣 勇君) ありませんか。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(稲垣 勇君) 異議なしと認めます。

---

◎急患搬送の現状について

○委員長(稲垣 勇君) 日程第5、急患搬送の現状についてを議題とします。

提案委員の説明を求めます。

高橋研史委員。

○委員(高橋研史君) 急患搬送の現状についてを提案いたしました。

提案理由につきましては、返還されて日本に復帰した小笠原は46年たちます。いまだ航空路のない本村にとりましては、村内で発生しました急病人あるいはけが人、これが重篤の場合には大変苦勞しております。幸いにも自衛隊の航空機あるいはヘリコプターによって急患搬送を実施している現状ではございますけれども、改めてこれまでの急患搬送の現状について確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、海上自衛隊協力による急患搬送、これの要請手続について説明をお願いします。

○委員長(稲垣 勇君) 医療課長、佐々木君。

○医療課長(佐々木英樹君) 急患搬送における要請手続などについてご説明させていただきます。

当村の診療所から高度医療機関への転院を必要とする場合における海上自衛隊の飛行艇などによる急患搬送の要請につきましては、診療所医師の判断に任されております。

その判断基準としまして、まず生命の危機に瀕した重篤な場合、または将来的に高度な機能障害・後遺症につながるおそれがある場合です。細目としましては、診療所の設備または技術では処置不能で内地に特段の施術法などがある、治療が緊急を要する、定期船では間に合わない、容態が船便輸送に耐える症状ではない、容態が飛行艇輸送に耐える症状である、この全てに合致している場合となります。

手続につきましては、東京都の島しょ救急患者搬送マニュアルにのっとり搬送要請を行っております。要請手順としましては、村長名で小笠原支庁へ要請、小笠原支庁から東京消防庁・東京都総務局総合防災部を経由して海上自衛隊へ要請するシステムになっており

ます。

ちなみに、自衛隊機による第1回目の急患搬送が昭和43年8月に行われて以来、現在までの搬送実績は通算832回を数えております。

以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 実に832回を数えているということですが、それでは、航空機あるいはヘリコプターによる搬送手段があるわけですが、これに要する時間は現在のところどの程度となっているのでしょうか。平均ですね、どの程度かかっているか教えてください。

○委員長（稲垣 勇君） 医療課長、佐々木君。

○医療課長（佐々木英樹君） 悪天候などの気象条件やトラブルなど変則的な事態を除いて、通常の搬送における要請から病院収容までの平均搬送時間につきましては、約9時間から10時間程度となっております。

また、夜間搬送につきましては、父島が平成13年度、母島は平成14年度から夜間搬送が可能となっております。夜間搬送ができなかったときと比較しますと、一概には言えませんが、通常平均搬送時間は約2時間程度短縮されていると思われま

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 大体要する時間が9時間から10時間、それでも全く手段がないよりは飛行機あるいはヘリコプターが飛んできてくれることによって多くの命が助けられていることと思いますけれども、それでもやはりこれだけの時間がかかるということで、搬送待機中あるいは搬送中に不幸にしてこの時間の壁を乗り越えずに不幸の事案が発生したこともあるかと思っておりますけれども、村のほうで把握しているような事例あるいは件数ございましたらそれを公表願いたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 医療課長、佐々木君。

○医療課長（佐々木英樹君） これまでの急患搬送に関して全てではございませんが、昭和55年以降において把握しているところにつきましては、搬送待機中に間に合わずに亡くなられた事例が6件、搬送中の機内で容態が急変して亡くなられた事例は3件でありました。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 記録がしっかりしていて把握できたのはこれだけの件数になるということで、やはり不幸にしてこの距離と時間、間に合わずに悲しい思いをされた方がいらっ

しゃるということは皆さんも既に周知のことだと思います。

逆に、それでは航空機には乗れないけれども、急患搬送は航空手段にはならないんだけど、自己の判断あるいはその他もろもろの条件によって船で内地に行かないといけないなんていうこともございます。あるいは母島においてはもっとこの搬送をかなりご苦労されていると思いますけれども、委員長、申し訳ありません、ほかの委員の方に、船で行って大変な思いをしたとか、母島において何か大変なことが起きたとかという事例があるようでしたら聞いていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○委員長（稲垣 勇君） どなたか発言していただけますでしょうか。

佐々木幸美委員。

○委員（佐々木幸美君） 今高橋委員のほうからお話があったんですけども、医療課長も、現在母島で先生が非常に苦労されているんですけども、おがさわら丸で前々回行こうと思ったんですけども、本人も付き添いで行こうと思ったんですけども、前日に睡眠薬を多量に飲んで、それで行けなくなったと。前回の船でやはり行こうと思ったんですけども、やはり同じような状況で大量に飲んで、それで同じように一昼夜半、点滴を受けながらその睡眠薬剤を流したと。本人に聞いてみますと、なかなか飛行艇で行ければ本当は一番いいんですけどもというような感じなんですけれども、ドクターの判断でその辺もなかなか難しいということなので、今こっちのケアマネジャーとも話したんですけども、向こうの状況だとちょっと軽く身動きできないような形でもって内地へ連れていくというのは非常に厳しい状況が出ているわけですね。

この父島・母島の50キロという距離の中で、父島の場合は直おがさわら丸ということで人目にも触れずというようなこともありますけれども、ははじま丸を乗り継ぐとなるとなかなかそういう状況じゃなくて、非常に厳しい状況になるわけですね。そういう中で、その辺のやはりあくまでも先生の判断になるんですけども、こういうことが二、三回同じような経緯で繰り返されていて、本人の連れていくそういう希望というものはどこかに取り入れられないのでしょうか。その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 医療課長、佐々木君。

○医療課長（佐々木英樹君） 患者さんの容態等によるものであるとは思いますが、やはり先生の判断ということでございますので、船の搬送が耐えられるかどうかというのはやはり先生と患者さんとの話になるのではないかと思います。やはりそれは先生との相談ということになるかと思いますので、その辺は今後先生とも話をしていきたいというふうには

思っております。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 船の事例というところで、私の家内が2番目に子供ができたときに、残念ながらうまく育たなかったというところで、その処置のために内地に行かなければいけないということがありましたので、医師の指示に従っておがさわら丸に乗りました。そうしたら新島沖で胎盤が出てしまいまして、要は後産みたいな形で出てしまいまして、出血多量になってどうにもならない状況が起きまして、船のスピードを上げてもらって広尾病院に緊急入院をして、麻酔も使わずに手術をしたということがございました。

島に帰ってからお医者さんにその報告をしたんですけれども、それは謝罪を受けましたけれども、ただ、医療というのは100%ではないというのはもちろんわかっていますし、この島に住む以上そういうような覚悟をして住んでいるというのがありますので、そこで何かクレームめいたことを言ったことはないんですけれども、ただ、あのときお医者さんにおがさわら丸に乗っていけって言われたとき、正直航空路がもしあれば間違いなく飛行機使って、行っていたなということがございます。そういうことがあったので自分の今の航空路に対してのモチベーションになっていますし、急患搬送をよりよくしたいというモチベーションになっているのもその事例があるからでございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） ありがとうございます。

最後に村長、いわゆる航空路開設、この島に住む我々の民生安定のためというのが必要な目的でございます。最後に一言、急患搬送等々航空路について村長の思いを一言お願いします。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今のご議論の中で、まず手続上の問題が出ました。仮に航空路のある伊豆七島8町村の場合、航空路があっても急患搬送の場合には東京消防庁でございます。なぜ私どもがじゃ防衛庁自衛隊なのかということは、この本土から1,000キロという距離を消防庁の持っているヘリコプター等では対応できないために自衛隊をお願いしているということでございます。したがって、この1,000キロの壁というのがやはりほかの町村と違ってうちの場合には壁ですね、一つの大きな壁になっているんだということがござい

まして、その上で航空路がないために片道25時間半かかる船しかないということでございます。

急患搬送の要請は医師の判断に委ねられているわけですが、あくまでもそれは急患搬送、急患という命に差しさわりのあるようなところでございまして、先ほど佐々木委員からお話のあった症状のような方は船で行くようにというような形になります。それから一木委員が体験された本当につらいことなんですけれども、そういうことも船の対象となると。これは25時間半耐えられないですよ。ですから、かつてから航空路の開設は本当に1,000キロ離れた小笠原では必須のことだし、それは民生安定の観点からということではずっとその開設を願ってきたわけです。いまだに見通しが立っていないわけなんですけれども、これを解決しませんが、一木委員が体験したようなことというのはこれからもあり得ることだと思いますので、何とか皆さんとともにそういうつらい思いをする人がなくなるように航空路の開設にも邁進をしたいと、このように思うところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（挙手する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎その他

○委員長（稲垣 勇君） 次に、日程第6、その他事項で執行部から報告があります。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 先週3月6日に国土地理院から毎年の市町村別の面積が公表されました。そのことに関してちょっと小笠原村の面積に変動が生じたので、この機会にご報告をさせていただければと存じます。

3月6日、国土地理院が全国市町村の面積を公表いたしまして、これは毎年10月1日現在の面積を国土地理院が公表しているものでございます。何が変わったかといいますと、今回の公表から面積の算定方法が変わったということでございます。今までは昭和63年時点の2万5,000分の1の紙ベースの地図、あれをもとにいろいろなデータを加味して手作業で面積計算をされていたと。その後、電子データによる全国の地図の作成作業をやっており

まして、平成25年度にそれが完成したということで、今回平成26年度分の公表からは電子地図をもとに面積計算を行う方式に変わったというところが大きな変更点でございます。その算定方法の変更によって、より正確な面積に当然なることとなります。今回初回ということも当然ありますので、今回については全国市町村とも面積の変動が生じていると、それは方法による違いというところでございます。

小笠原村に関する面積の情報ですが、村全体の面積が今まで104.41平方キロメートルから今回104.35平方キロメートルということで若干減少したということになります。

それからもう一つちょっと関連で、小笠原諸島の一番大きい島は、問われたときに今まで父島だという言い方をずっとしてきたんですが、今回の面積反映を勘案しますと、今回は硫黄島が小笠原村の中では一番大きい島ということになります。

それから西之島の扱いなんですが、国土地理院とやりとりしている中では、噴火活動終息後に測量しますので、その成果をもって反映するという方針に国土地理院ではなっているそうです。今回の面積公表の中では古い西之島の面積0.29平方キロメートルで算定しているという状況でございます。

ちなみに、先月23日現在、海上保安庁が測量した西之島の面積は2.46平方キロメートルということでございますので、次回電子地図データが、多分数年ぐらい全国航空写真を撮って地図化されるので多分全国やるにしても数年ぐらいかかるんだと思いますが、次の電子地図データの改正の際には、西之島も噴火していてもその時点での面積が多分反映されることになるだろうというところは国土地理院の担当者の方はおっしゃっていたところでございます。

下の表は日本全土、それから東京都、それから小笠原村の1平方キロ以上の島の面積、これを一覧にしたものでございます。国土地理院では1平方キロ以下の島の面積については公表しておりませんので、私どもも例えば沖ノ島島であったり小さい島の面積は正確なところは知り得ないという状況の状態になっております。参考に表でまとめさせていただきました。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 1点だけございます。西之島の面積が2.46になっているということで

すけれども、小笠原全体の面積が104ぐらいですよ。104のうちの2.5というと決して無視できるような面積ではないと思うんですけれども、この村の面積が地方交付税交付金の算定基準になっていますよね。今村がもらっている金額たしか十二、三億円だったと記憶しているんですけれども、そのときの配分のお金に多少なりとも関係すると思うんですけれども、この点何か総務省のほうにこれだけの数字が出ているんだからというのは言えないですか。

○委員長（稲垣 勇君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 今詳細なお答えができるところではございませんけれども、地方交付税算定に当たりましては、公表されている数値をもって対応するということになっておりますので、今一木委員がおっしゃったようなことは、今企画政策室長のほうからご報告がありました次回以降、西之島の面積が現状で公表されるようになった時点でカウントされるようになるかと思えます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（挙手する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

ほかにその他ありませんか。

（挙手する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） お諮りします。

本日の委員会はこの程度をもって終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会を閉じます。

これもちまして、総務委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時29分)